

中学校・高等学校のスポーツ系部活動における体罰に関する研究

A study of the physical punishment in the sports club activities of the junior high school and high school

1K04A237-6

茂木 信哉

指導教員

主査 作野誠一先生

副査 吉永武史先生

〔目的〕

スポーツにおける問題として指導者からの暴力行為、つまり「体罰」があげられる。そしてそれは中学校や高等学校の部活動の中でもみられ、体罰事件として頻繁に生起している。なぜ健全な教育現場である部活動で体罰が発生するのか。学校教育法第 11 条では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」として体罰を禁じている。しかし、法令的に禁じられさまざまな問題が取りざたされてもなお部活動には体罰が横行し続けている事実があるということは受け入れなくてはならない。しかも、本来、部活動はスポーツを通した人間形成を目的としている。その部活動に体罰という暴力行為という反教育的行為があることは大きな問題である。

本研究では体罰の発生する原因を体罰の歴史的背景、社会的背景を調べるとともに部活動における体罰の現状と実態を調査することで明らかにしていく。そして、体罰のない部活動の在り方を提案していくことを本研究の目的とする。

方法

部活動における体罰はそこに学校と教育とスポーツという 3 つの視点からの捉え方ができると考えた。そこで体罰の要素を①体罰の歴史と社会的背景、②勝利至上主義、③教育上の必要悪、④部活動の環境の制限、の 4 つとしそれぞれの体罰の関係について検証を進めた。①体罰の歴史と社会的背景と②勝利至上主義については文献からアプローチし、それらに基づきながら③教育上の必要悪と④部活動の環境の制限の考察へと続けた。さらに、③教育上の必要悪と④部活動の環境の制限の研究を深めるために高校野球経験者を対象としたアンケート調査を行った。アンケートでは主に「体罰を受けた経験有無」「体罰の様子」「体罰に対する意識」についての質問項目を用意し、体罰の現状や実態を知るための手段とした。

なお調査対象者に高校野球経験者を選んだのは、高校野球が他の部活動に比べ注目度の高い競技であり、かつ最も古い歴史を持つ部活動であるため資料が豊富だからである。

結果

体罰は古くは奈良時代、官吏養成機関である「大学寮」であったとされており、教育とは常に表裏一体の存在として今日まで在り続けてきた。それに対し体罰禁止の法令が出されたのは 1879 年の教育令四六条で「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰（殴チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フヘカラス」とした。1900 年には小学校令四七条で「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコト得ス」と体罰を禁ずるものの、教師への懲戒権が認められることとなった。そして 1947 年に学校教育法第 11 条で「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定められた。しかし、小学校令、学校教育法ともに体罰と懲戒の規準が不明確であるがために法令で禁じられても体罰が撲滅されることはなかったのである。また、部活動に体罰が起こる要因として勝利至上主義があげられるが、これについては戦前には軍国主義、戦後には国家主義や商業主義の高まりという背景がありそれらが勝利至上主義を加速させ最終的には過剰なしごきや体罰の発生のきっかけとなった。

アンケート調査では体罰を経験したものは体罰を肯定する傾向がみられた。また、体罰のある指導とない指導との間に競技成績の差はみられなかった。

考察

体罰は必要悪であるという愛の鞭論をよく耳にする。アンケート調査の対象の学生にもこの意見を持つものが多くみられた。ただ、体罰は法令で禁止されており、さらにアンケート調査では体罰と競技成績に関連性はないという結果が出ている。教育上はもちろんのこと部活動の指導においても体罰の必要性はみうけられないのである。では体罰を撲滅するにはどうすればよいか。本研究をとおして私が考えた部活動における体罰改善策は 1. 指導者の意識改革, 2. 学校の指導者選任の際における基準の強化, 3. 部員の体罰に関する知識の普及, の 3 つである。学校、指導者、部員のそれぞれが体罰についての知識と防止の意識を持つことが自然と体罰撲滅への近道となることだろう。

